

階層区分	対 象 世 帯 (基準限度額) 平成30年度市民税所得割課税額の合 (住宅ローン控除等の適用がある場 合は、控除前の額)	減免額(1人年額:円)			きょうだいのカウント方法
		第一子	第二子	第三子	
A	生活保護世帯	308,000	308,000	308,000	保護者と生計を一にする子どもの中で、最年長の子どもから順に第一子、第二子、第三子
B1	市民税が非課税の世帯又は市民税が均等割額のみ課税の世帯のうちひとり親世帯、障害者世帯等	308,000	308,000	308,000	
B2	市民税が非課税の世帯又は市民税が均等割額のみ課税の世帯うちB1階層を除く世帯	272,000	308,000	308,000	
C1	市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯のうちひとり親世帯、障害者世帯等	272,000	308,000	308,000	
C2	市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯のうちC1階層を除く世帯	187,200	247,000	308,000	
D	市民税所得割課税額が77,101円以上211,200円以下の世帯	62,200	185,000	308,000	小学3年生までの範囲で最年長の子どもから順に第一子、第二子、第三子
E	上記以外の世帯	対象外	154,000	308,000	

注意1 減免額は、年額(平成30年4月から平成31年3月まで在園、かつ、長野市に引き続き住民登録をしている場合)で表示しています。

注意2 園児1人に対する減免額が、園児ごとに実際に支払った入園料・保育料を超える場合は、減免額を減額して交付します。また、年度途中の入園、退園の場合も、長野市に住所を有する月数や、保育料の支払い額に応じて減額します。

注意3 対象園児の兄姉が、認可保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援若しくは特例保育、家庭的保育事業等施設を利用している場合は、その人数も考慮した減免額になりますので、兄姉の受給者証等のコピーを提出してください(市内の認可保育所、新制度に移行した幼稚園及び認定こども園に在園している兄姉の在園証明等の提出は必要ありません)。ただし、減免対象となるのは私立幼稚園に在園している園児のみとなります。